数

［略］

α　次の算式によつて算定した率

算式

（q／r）×0.97917

q／rに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

q　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

q1 －（q2×δ）×0.985

q2×δに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

［４　略］

（市町村民税の法人税割に係る基準税額の算定方法の特例等）

第十五条　令和元年度に限り、市町村民税の法人税割の基準税額は、第三十一条第四項の規定にかかわらず、第一号から第五号までの各号に定めるところによつて算定した額の合算額から第六号に定める額を控除した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

［一　略］

二　前年度における令和元年改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によつて算定した額

算式

（A＋B）×0.75＋C

算式の符号

［略］

C　平成30年度減収補塡債のうち市町村民税の法人税割に係るものの額の100分の75に相当する額

㈡　令和元年改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額

三　令和元年改正前の省令附則第十五条第一項第二号の規定の適用を受けた市町村における同号に定める前年度分法人税割過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和元年改正前の省令附則第十五条第一項第三号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額

［五　略］

数

［同左］

α　次の算式によつて算定した率

算式

（q／r）×0.99189

q／rに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

q　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

q1 －（q2×δ）×0.984

q2×δに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

［４　同上］

（市町村民税の法人税割に係る基準税額の算定方法の特例等）

第十五条　平成三十年度に限り、市町村民税の法人税割の基準税額は、第三十一条第四項の規定にかかわらず、第一号から第五号までの各号に定めるところによつて算定した額の合算額から第六号に定める額を控除した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

［一　同上］

二　前年度における平成三十年改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によつて算定した額

算式

（A＋B）×0.75＋C

算式の符号

［同左］

C　平成29年度減収補塡債のうち市町村民税の法人税割に係るものの額の100分の75に相当する額

㈡　平成三十年改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額

三　平成三十年改正前の省令附則第十五条第一項第二号の規定の適用を受けた市町村における同号に定める前年度分法人税割過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　平成三十年改正前の省令附則第十五条第一項第三号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額

［五　同上］